

よくあるご質問

	令和2年4月17日
更新	令和2年4月21日
更新	令和2年4月23日
更新	令和2年4月24日
更新	令和2年4月25日
更新	令和2年4月27日
更新	令和2年4月28日
更新	令和2年4月30日
更新	令和2年5月 8日
更新	令和2年5月11日
更新	令和2年5月14日

Q. 今回の協力金の対象施設は、具体的にはどのような施設ですか？

A. 対象施設は別紙一覧にて例示しています。

Q. NPO法人が運営する施設は対象となりますか？

A. 対象施設を運営している場合は、NPO法人も申請いただけます。その際、下記の申請要件に改めてご注意ください。

【申請要件】

- ・令和2年4月18日から令和2年5月6日の全ての期間において、要請に応じて休業等を行うこと。
- ・令和2年4月17日以前（休業等の要請期間以前）から、対象施設に関して必要な許認可等を取得の上、対象施設を運営している事業者であること。
- ・岐阜県内で対象となる施設を運営する事業者であること。（県外に本社がある事業者も対象）
- ・対象施設を運営している事業者とは、その施設を所有、又は長期賃貸借契約等により常時存在する施設を運営している者であり、会議室等の貸し出し施設を利用している場合等はその期間が短期、長期にかかわらず、対象施設を運営している事業者とは認められないこと。

Q. 幼稚園は今回の協力金の対象施設になりますか？

A. 私立幼稚園は今回の休業要請の対象施設ですが、他方で感染防止対策を徹底した上で必要な保育等を実施するよう併せて要請されている施設でもあります。このため、施設の一部を明確に区分した上で必要な保育等を実施している場合においては対象となります。

Q. ショッピングモールに入居していますが、要請に応じて休業した場合は対象となりますか？

A. ショッピングモール等集合施設にテナントとして入居している休業等の対象施設であって、要請に応じて休業等に協力いただいた場合は対象となります。

Q. 施設を運営していないが、フリーランスとして休業要請施設となる店舗と業務委託契約しています。休業した場合は対象となりますか？

A. 休業等を要請されている施設を運営している事業者に対しての協力金であることから、施設を運営していない場合は対象になりません。

Q. 施設を運営していなければ対象にならないということですが、デリバリーヘルスを営業している場合は、支給の対象となりますか？

A. このような場合、施設を運営していないため、支給の対象になりません。

Q. 自宅を利用して営業している場合は対象になりますか？

A. 対象となる施設を明確に区分して営業している場合は、休業により対象となる可能性があります。

Q. 複数の施設を持つ事業者は、全施設を休業等する必要がありますか？

A. 要請の趣旨をご理解いただき、休業等の対象となる全施設の休業等にご協力をお願いします。なお、施設Aが休業対象、施設Bが休業対象外の業種である場合、休業するのは施設Aだけで構いません。

Q. 4月18日以前から自主的に休業していますが、引き続き5月6日まで休業した場合、協力金の対象になりますか？

A. 感染拡大防止のために休業等を行っていた場合は、対象になります。

Q. 一つの店舗に休業要請対象と要請対象外の事業が混在しています。どのような場合に、支給対象になりますか？

A. 例えば、宝石類（休業要請対象）と眼鏡（休業要請対象外）が混在している場合で、宝石類を明確に区分して休業する場合、支給対象になります。

Q. 飲食店は協力金の支給対象になりますか？

A. 飲食店・喫茶店などの食事提供施設については、夜間の営業自粛に向け、朝5時から夜8時までの間の営業時間に短縮していただくことを要請しております。

したがって、例えば、夜10時まで営業していたものを夜8時までに短縮する（酒類の提供は夜7時までとする）など、朝5時から夜8時までの枠内に営業時間を短縮する場合は対象となります。

また、終日休業する場合も対象となります。

なお、テイクアウトサービスを行っても対象になります。

Q. もともと、朝5時から夜8時の枠内の営業である飲食店は対象になりますか？

A. 対象にはなりません。営業時間短縮を要請する趣旨は、夜間の営業を控えていただくことにありますので、もともと朝5時から夜8時の範囲内で営業している飲食店は休業要請の対象外であり、協力金の支給対象外です。ただし、終日休業する場合は支給の対象になります（この場合、テイクアウトサービスを行っても対象になります）。

Q. 和菓子店内に設けている喫茶コーナーを休業する場合は対象になりますか？

A. 喫茶コーナーを飲食業の許可を得て事業として実施している場合で、喫茶コーナーを休業又は営業時間を朝5時から夜8時までの枠内に短縮する場合は対象となります。

Q. ホテルは対象になりますか？

A. 宴会場など集会の用に供する部分を閉じた場合は対象となります。

Q. 鍼灸・マッサージ、接骨院は対象になりますか？

A. 国家資格有資格者が治療を行うものは、医療施設として社会生活を維持する上で必要であることから、休業要請の対象外とされています。一方、治療・医療に当たらないサービスを提供するエステサロンなどは商業施設として休業要請の対象であることから、休業した場合に協力金の支給対象となります。

Q. 店内における商品の販売は休業します。インターネットによるオンライン販売を行っても問題ありませんか？

A. 問題ありません。

(申請について)

Q. 申請書類はどこにありますか？

A. 岐阜県公式ホームページからダウンロードし、印刷してご利用ください。また、県事務所の振興防災課又は産業労働課（総合庁舎内）のほか、市町村役場の所定の窓口に備え付けています。

Q. オンラインでの申請は可能ですか？

A. 4月30日（木）8時30分から5月20日（水）23時59分まで、「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」のウェブサイトから申請いただけるようになりました。

詳しくは、以下のサイトをご覧ください。

(URL https://www.pref.gifu.lg.jp/kinkyu-juyo-joho/shingata_corona_kyugyoyosei.html)

申請画面から、事業者情報等を入力いただくほか、申請に必要な資料や写真等を添付して申請いただけます。

Q. 協力金はなるべく早く申請しないと無くなってしまうのですか？

A. いいえ、そのようなことはありません。5月20日（水）までに対象施設の運営者の方が申請書を提出いただければ協力金の支給対象となります。期限内の提出をお願いします。

Q. 「協力金支給申請書（様式1）」の「所在地（住所）」欄について、個人事業主の場合は施設の所在地か自宅の所在地かどちらの住所を書けば良いですか？

A. 施設・店舗の所在地は「休業等を実施した施設の一覧（様式2）」の表中に記入いただきますので、様式1の「所在地（住所）」欄には自宅の住所をご記入ください。なお、様式2の表枠外「所在地（住所）」欄及び「誓約書（様式3）」の自署欄も同様に自宅の住所をご記入ください。

Q. 申請期間を過ぎてしまいました。遡っての申請は可能ですか？

A. 遡っての申請は一切受付しません。

Q. 協力金の支給を受けた場合、課税対象になりますか？

A. 協力金については、事業所得等に区分されるものであるため、所得税等の課税対象となります。ただし、協力金の支給額を含めた1年間の収入から必要経費を差し引いた収支が赤字となる場合等、税の負担が生じないこともあります。

(添付書類について)

○営業実態が確認できる資料

Q. 確定申告書の写しはこういったものなら良いですか？

A. 直近の税務署の受付印がある該当ページの写し、又は直近の電子申告（e-Tax）で提出した場合は、申告データ及び受信通知のデータの写し2点をお願いします。

なお、次のいずれかがあるものでも可です。

- ・ 税務署の受付番号の記載
- ・ 税理士の印又は税理士法人の社印もしくは受付印
- ・ 商工会、商工会議所の受付が確認できるもの
- ・ 市町村の受付が確認できるもの

※確定申告書の写しをご提出いただく際は、マイナンバー記載欄を黒塗りした上でご提出ください。

Q. 確定申告書の写しに税務署の受付印などが無い場合は、どうすれば良いですか？

A. 市町村発行の納税証明書（法人（個人）住民税）をご提出ください。

Q. 法人設立後決算期や申告時期を迎えておらず、まだ確定申告書の作成がない場合はどうすれば良いですか？

A. 税務署へ提出した法人設立届、開業届出書の写しをご提出ください。なお、その場合も直近の経理帳簿（下記Q A参照）の写しをご提出ください。

Q. 直近の経理帳簿は、いつ時点のものが必要になりますか？

A. 申請者の方には、新型コロナウイルス感染症の影響により営業を休止するまで、恒常的に営業していたことを証明したいただく必要があります。令和2年1月以降から4月17日の間のいずれかで営業を行っていたことが分かる経理帳簿等の写しをご提出ください。

Q. 直近の経理帳簿とは具体的に何ですか？

- A. 例えば、月次の売上帳簿や現金出納帳など営業活動を行っていることが客観的に分かる書類の写しが考えられます。
なお最終的には、個々の事業者の営業実態を確認した上で、判断させていただきます。

Q. 営業許可証の写しは必要ですか？

- A. 必ず提出をお願いします。対象施設の運営にあたり、業種に係る営業に必要な許可等をすべて取得していることがわかる書類（写しで可）を提出してください。
（例）飲食店営業許可、酒類販売業免許 等

Q. 本人確認書類としてマイナンバーカード（個人番号カード）の写しを提出して良いですか？

- A. マイナンバーカード（個人番号カード）をご提出いただく場合は、表面（写真が入っている面）のみコピーしてご提出ください。マイナンバーが記載された裏面のコピーは不要です。

（休業等の状況がわかる書類）

Q. 休業等していることを第三者が分かる書類とは？

- A. 今回の休業等要請に応じて4月18日から5月6日まで全面的に休止したことや、営業時間を変更したことがわかる自社ホームページ画面の写し、店頭で休業等を明示して掲示されている告知チラシやその掲示している外観写真、などが考えられます。
休業する事業者等の名称や状況（休業の期間、営業時間の変更）がわかるよう工夫してください。
複数の施設が混在している場合は、対象の施設部分が休業等を確実に実施していることがわかる書類を用意してください。
なお、確認できる資料が数種類有る場合は審査がスムーズに進むよう、複数の資料提出をお願いします。

Q. 通帳の写しはどの部分をコピーすれば良いですか？

A. 口座名義と口座番号が記載されているページの写しをコピーいただき、提出してください。

Q. 申請者と通帳に記載されている口座名義が異なっても良いですか？

A. 本人確認ができませんので受け付けられません。

Q. 誓約書は自作のものでも良いですか？

A. いいえ。必ず様式3をご利用ください。なお、誓約書の最下部にある所在地、名称及び代表者名などの欄は、必ず自署をお願いします。

(その他)

Q. 追加で提出を求められる書類とは何ですか？

A. 審査の段階で営業実態や休業の状況が不明瞭な場合は、別途資料の提出を求めることがあります。なお、期限までに提出を求めた書類の提出がない場合や、不明瞭な部分が改善されない場合は不支給として決定させていただきます。

また、申請書類は返却いたしません。